

ブリッジ Bridge 1月号

トレンドニュース(令和4年11月分)

◆大阪労働局:有効求人倍率(季調値):1.30倍(前月比0.00P)

「現下の雇用失業情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」

◆管内状況(ハローワーク大阪東、大阪中央労働基準監督署)

・新規求人数:9,703人と前年同月比1.6%増加。

新規求職申込件数:1,570人と前年同月比9.5%減少。

⇒新規求職者が3ヶ月連続で減少した一方、新規求人は8ヶ月連続で増加しており、人材確保は厳しさを増しています。応募者確保に向けて求人条件を見直してみませんか?

◆冬型の労働災害を防止しよう

例年、1月から3月期における労働災害は墜落・転落と交通死亡災害によるものが全体の半数を超え、特に、冬季においては路面の凍結や夕暮れが早く視認性が悪いことによる交通事故の発生が懸念されるとともに、不安全な箇所での点検・補修作業などにより墜落・転落事故の発生が懸念されます。また、路面の凍結によるスリップ事故や、バイク・自転車による転倒事故の発生も懸念されます。安全対策の徹底を図り冬型の労働災害の防止をしましょう。

目次

《労働関係法等をわかりやすく解説 教えてJobees(ジョビーズ)》

◆第31回「医師からの意見聴取ってなに？」

《お知らせ情報》

- ◆ネット利用の求人申込みが増加中！求人者マイページのご案内
- ◆6つの取り組みで働くと雇用をサポート～公益財団法人産業雇用安定センター大阪事務所～

《お役立ち情報》

- ◆在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」を受給しませんか？
- ◆人材開発支援助成金(人への投資促進コース)の助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

《賃金情報等》

- ・職種別賃金情報・職種別登録者数(ハローワーク大阪東・大阪府)
- ・免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数(ハローワーク大阪東・大阪府)

ハローワーク大阪東

〒540-0011 大阪市中央区農人橋2-1-36
ピップビル1～3階

TEL 06-6942-4771



ハローワーク大阪東
ホームページ

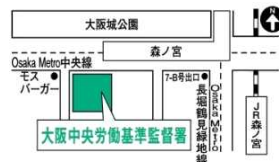


大阪中央労働基準監督署

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10
(大阪中央労働総合庁舎4・5階)

TEL 監督 06-7669-8726

安全衛生 06-7669-8727 労災 06-7669-8728



ハローワーク大阪東 Monthly(マンスリー)

(業務月報:令和4年11月内容)

(求人求職のバランス : 原数値)

- 新規求人数 : 9,703人 (前年同月比 : +1.6 P)
- 新規求職申込件数 : 1,570人 (前年同月比 : ▲ 9.5 P)
- 新規求人倍率 : 6.18倍 (前年同月比 : +0.67 P)

1 新規求人状況(主要産業別)

※新規求人数(原数値)は前年同月比1.6%と、8か月連続で増加した。

(単位:人、%)

産 業 計	3年		4年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
産 業 計	9,550 16.8	8,419 10.5	10,789 0.6	9,877 4.6	9,539 ▲ 0.5	10,030 4.9	9,485 12.0	9,730 13.7	10,021 3.9	9,430 2.9	9,714 9.5	10,876 6.1	9,703 1.6
建設業	970 2.1	781 2.1	642 ▲ 33.3	896 ▲ 13.8	779 ▲ 10.7	564 ▲ 19.9	831 ▲ 12.9	805 ▲ 10.5	630 14.1	807 ▲ 13.1	726 ▲ 16.8	570 ▲ 20.9	799 ▲ 17.6
製造業	671 54.6	588 14.2	624 25.1	710 48.5	735 18.9	518 6.4	669 46.4	757 42.6	630 9.2	647 4.5	844 39.0	803 24.1	639 ▲ 4.8
情報通信業	912 62.9	891 95.8	852 37.0	791 24.0	655 6.2	742 9.1	866 42.7	708 ▲ 9.6	743 ▲ 23.6	984 10.1	777 ▲ 7.8	743 ▲ 20.8	923 1.2
運輸業、郵便業	149 ▲ 5.1	246 4.7	1,283 29.1	346 77.4	316 22.0	1,169 21.3	366 78.5	400 26.6	1,071 13.1	264 135.7	461 61.8	1,032 ▲ 2.9	222 49.0
卸売業、小売業	993 ▲ 3.2	879 12.1	985 15.7	973 ▲ 5.7	861 ▲ 25.4	889 10.3	834 ▲ 9.9	1,027 22.4	864 1.6	1,000 23.6	1,101 18.5	989 ▲ 4.0	1,116 12.4
学術研究、専門・技術サービス業	543 22.3	582 34.1	635 30.7	501 ▲ 5.8	623 13.3	597 40.5	508 6.3	587 ▲ 28.9	687 24.9	547 17.9	554 ▲ 5.6	680 36.8	574 5.7
宿泊業、飲食サービス業	717 114.7	336 ▲ 17.2	1,341 ▲ 2.3	644 111.1	532 10.1	1,409 19.9	774 114.4	533 109.0	1,367 17.6	621 5.8	440 43.8	1,596 25.9	636 ▲ 11.3
生活関連サービス業、娯楽業	55 ▲ 25.7	67 ▲ 47.7	107 ▲ 15.7	45 ▲ 65.4	86 0.0	123 46.4	75 ▲ 21.9	120 0.8	114 208.1	137 179.6	212 292.6	170 68.3	102 85.5
教育、学業支援	128 34.7	224 135.8	101 ▲ 8.2	105 ▲ 7.9	192 32.4	101 7.4	106 51.4	182 7.1	91 78.4	112 19.1	120 ▲ 13.0	84 12.0	91 ▲ 28.9
医療、福祉	2,451 14.2	2,101 10.7	1,892 ▲ 25.6	2,384 6.8	2,266 ▲ 0.1	1,830 ▲ 20.2	2,341 13.5	2,401 33.8	1,812 ▲ 11.1	2,158 ▲ 9.5	2,059 ▲ 3.7	2,081 9.1	2,361 ▲ 3.7
サービス業(他に分類されないもの)	1,513 1.5	1,232 ▲ 6.4	1,585 11.6	1,518 2.0	1,644 1.6	1,477 11.9	1,648 4.1	1,707 20.5	1,519 6.8	1,613 1.8	1,846 19.5	1,512 1.5	1,642 8.5

(注) 1. パートタイム関係取扱数を含む。 2. 新規学卒者を除く。 3. 上段は原数値。 4. 下段は前年同月比。

2 新規求職申込件数(態様別)

※新規求職申込件数(全数)は2か月連続で減少。 ※「事業主都合離職者」は2か月連続の減少となった。

(単位:件、%)

全 数	3年		4年										
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
新規求職申込件数	1,734 25.3	1,559 21.5	2,093 22.2	2,016 ▲ 2.8	2,311 6.6	2,437 3.7	1,977 33.8	1,927 17.2	1,682 ▲ 20.9	1,835 ▲ 0.4	1,835 4.2	1,868 ▲ 6.9	1,570 ▲ 9.5
在職者	395 31.7	358 46.1	595 54.9	617 ▲ 6.8	666 12.3	383 19.7	367 31.1	384 17.4	288 ▲ 31.6	367 ▲ 14.8	366 ▲ 2.9	386 4.0	333 ▲ 15.7
離職者	1,151 16.1	1,050 10.4	1,273 4.6	1,183 ▲ 6.9	1,403 ▲ 1.2	1,865 ▲ 1.8	1,427 28.2	1,375 13.8	1,267 ▲ 0.8	1,313 13.0	1,298 8.7	1,341 ▲ 3.1	1,090 ▲ 5.3
常用	304 ▲ 4.1	278 ▲ 7.9	344 ▲ 14.9	308 ▲ 24.3	376 ▲ 12.8	593 ▲ 15.8	390 11.1	331 ▲ 6.0	312 ▲ 23.0	322 ▲ 1.8	318 6.4	312 ▲ 27.4	258 ▲ 15.1
自己都合離職者	753 22.0	700 19.5	828 13.0	774 ▲ 1.4	895 1.2	1,113 3.6	929 31.2	955 21.8	879 13.9	900 20.5	885 7.3	931 9.0	754 0.1
無業者	181 96.7	144 71.4	214 98.1	203 47.1	224 48.3	177 39.4	175 116.0	161 51.9	121 ▲ 71.1	145 ▲ 39.6	165 ▲ 10.8	132 ▲ 45.2	140 ▲ 22.7

(注) 1. 新規求職者は、パートタイム関係取扱数を含み新規学卒者を除く。 2. 原数値、下段は前年同月比。
3. 在職者以下は、パートタイムを含み季節労働者を除く常用(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)のみであるため、新規求職者と各項目の足し上げとは合致しない。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

3 新規求職申込件数(年齢別・性別)

※「45～54歳」の男性、「25～34歳」「35～44歳」の女性が大幅に減少。

(単位:件、%)

令和4年11月 年齢	男女計		男		女	
		前年同月比		前年同月比		前年同月比
年齢計(常用)	1,563	▲ 9.5	715	▲ 12.9	846	▲ 6.4
24歳以下	97	▲ 6.7	36	▲ 26.5	60	9.1
25～34歳	328	▲ 11.8	142	▲ 4.1	186	▲ 16.6
35～44歳	284	▲ 11.5	127	5.8	157	▲ 21.5
45～54歳	334	▲ 14.6	118	▲ 35.9	216	4.3
55歳以上	520	▲ 3.5	292	▲ 8.8	227	3.7

- (注) 1. パートタイムを含み季節労働者を除く常雇(雇用契約期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用契約期間が定められているもの)。
 2. 原数値。 3. 求職申込書における性別欄の記載が任意のため、男女計と男・女の足し上げとは必ずしも一致しない。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

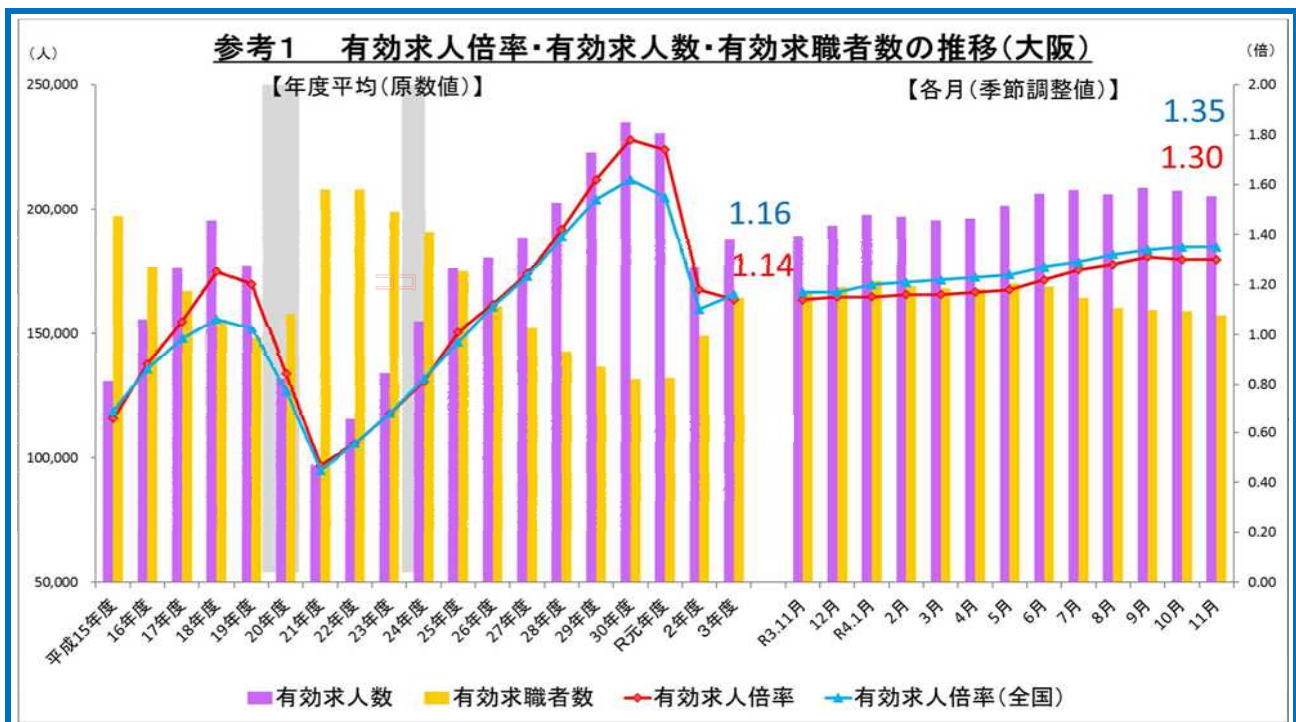
4 ハローワーク大阪東 就職件数の推移

(単位:件、%)

	3年		4年		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
	11月	12月	1月	2月									
就職件数	352	354	325	349	538	394	399	423	390	360	394	374	355
	▲ 5.6	16.4	17.8	▲ 5.4	▲ 5.6	▲ 12.2	5.8	0.2	1.6	10.1	7.1	▲ 9.4	0.9

- (注) 1. パートタイムを含む常用。 2. 新規学卒者を除く。 3. 原数値、下段は前年同月比。
 4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数が含まれている。

(参考 : 有効求人倍率・有効求人数・有効求職者数の推移<<大阪労働局>>)



(注) シャドー部分は景気後退期。

※出所 : 大阪労働局職業安定部職業安定課「大阪労働市場ニュース」

休暇をとって、
いつもと違う冬を探しに行こう。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



年休取得促進
特設サイト

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト

働き方の新しいスタイル



テレワークや
ローテーション勤務
テレ通勤で
ゆったりと
オフィスは
ひろびろと
会議は
オンライン
対面での打合せは
換気とマスク

新しい働き方・休み方を実践するために 年次有給休暇を上手に活用しましょう。



年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出動を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50% (2010年4月から適用)
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

(※) 中小企業に該当するかは、①または②を満たすかどうかで企業単位で判断されます。

業種	① 資本金の額または出資の総額	② 常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下

第31回★教えてJobees（ジョビーズ）

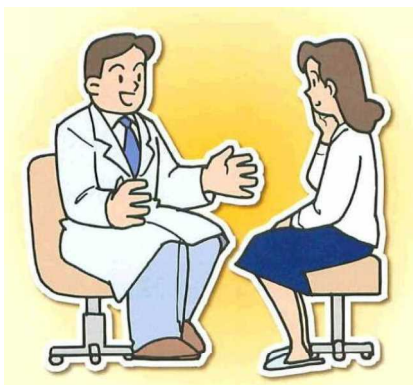


医師からの意見聴取ってなに？

事業者は定期健康診断、特殊健康診断等の結果、異常の所見があると診断された労働者については、検診後3ヶ月以内に医師又は歯科の意見を聴かなければなりません。

労働者を1人でも雇用している事業者は、1年以内ごとに1回定期的に健康診断を実施することが法令で義務づけられています。

- ◎ 「異常の所見があると診断された労働者」とは、健康診断の結果、「異常なし」とされた労働者以外の者を言います。
- ◎ 聴取した医師等の意見については**健康診断個人票**に記載する必要があります。
- ◎ 事業者は医師等の意見を勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮等の**就業制限**や**要休業等**の措置を講じなければなりません。
- ◎ 規模50人未満の事業場については、地域産業保健センターを活用することができます。詳しくはホームページ (<https://osakas.johas.go.jp/sanpo-center/>) をご覧ください。



検診年月日	○年○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した 医師の氏名 ^印	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた 医師の氏名 ^印	○○ ○○

詳しくは厚生労働省HP「労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について」をご覧ください。



貴社のDXは進んでいますか？

ネット利用の求人申し込みが増加！

増加中！

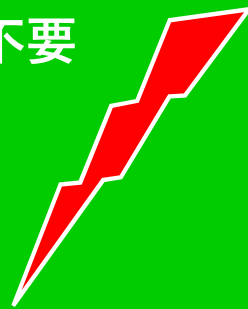
ハローワーク大阪東を
ご利用の事業所のうち

約7割

がマイページを開設しています
(ネット求人申し込み)

時間が節約できる！

来所は不要



ハローワーク



ハローワーク大阪東

大阪東公共職業安定所

パソコンやスマホから簡単操作で
いつでも好きなときに様々な機能が利用できます。

操作上のご不明点がありましたらヘルプデスクがサポート（電話：0570-077450）

是非ご利用ください!

求人者マイページ

(ネット求人申し込み)

365日 いつでも どこでも
求人申し込みができる!

こんなメリットもあります!

- ◆ 過去の求人情報を呼び出して、2回目以降は手軽に求人申し込み
- ◆ 求人内容の変更申し込みや募集停止ができる
- ◆ 職場風景など画像情報の公開ができる
- ◆ 求職者（公開希望者）の情報検索ができる
- ◆ 検索した求職者（公開希望者）に直接メッセージを送ることができる
- ◆ 応募者の管理や採否の登録など、求人業務を軽減・効率化できる便利な機能が満載

ハローワーク大阪東のホームページでマイページ
開設方法の動画を公開しています
※大阪労働局【YouTubeチャンネル】



ハローワーク
インターネットサービス



マイページ開設方法
(動画)

6つの取り組みで 働く人と雇用をサポート



1 離職する従業員の方の 再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。



2 人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。



3 雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。



4 社員の人材育成やキャリア アップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



5 「キャリア人材バンク」で 高齢者の再就職をサポート

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年内の高齢者の方も登録することができます。



6 社員のスキルアップや 研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



※上記の1～5は無料でご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。

雇用の問題 お悩み解決のためのサポートをします!

早期退職を募らなくてはいけなくなりました。
従業員の次の就職先を見つけない。

一時的に社員の仕事が
なくなってしまう。
そんな時どうすればいいの?

ハラスメント防止など社員教育に課題が
あり、セミナーの必要性は感じているが、
なかなか手が回らない。

採用って難しい。
一回二回の面接では判断できない。
当社に合う方を紹介してくれたら助かるのに。

他社ではどのように
取り組んでいるのか?
他社に出向してもらって、
広い視野を持ってもらい、
当社の業務改善につなげたい。



定年を迎える社員。
能力も高く経験も豊富なのに、
引退してしまうのはもったいない。
まだまだ社会に貢献できるのに。

安心のサポート

下記の都道府県事務所にお問い合わせ下さい



産業雇用安定センターとは?



1987年(昭和62年)、労働省(当時)、日経連、産業団体などが協力して、「失業なき労働移動」を支援する公的機関として設立。以来30余年にわたり、再就職・出向などによる企業間の労働移動をサポートします。

全国の労働局・
ハローワークと連携

全国47都道府県に
事務所を設置

相談・紹介・仲介・
斡旋の費用は無料

設立以来、
24万人の再就職・
出向の支援実績

1人の求職者に一人の
コンサルタントが
マンツーマンでサポート

産業雇用安定セン
ターが、詳しくわ
かる動画は、こち
らをご覧ください。



公益財団法人

産業雇用安定センター 大阪事務所

〒540-6591 大阪府中央区大手前1-7-31 OMMビル4階

TEL 06-6947-7663 FAX 06-6949-4487 【ご利用時間】9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

www.sangyokoyo.or.jp

産業雇用

検索



助成金を活用して「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組みませんか

在籍型出向を活用し、「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」を受給しませんか？

「在籍型出向」では、自社にはない実践での経験による新たなスキルの習得が期待できます。労働者のスキルアップを在籍型出向で行い、条件を満たした場合には、**出向元事業主に対しての助成金が支給されます**。積極的にご活用ください。

助成対象となる「出向」とは？

以下のすべてに該当する出向を指します。

- 労働者のスキルアップを目的とすること※
- 出向した労働者は、出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させること。

※雇用の維持を図ることを目的として在籍型出向を行う場合は「産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）」をご活用ください。

助成金の詳細はガイドブックをご確認ください。



ガイドブック

助成の内容

対象：出向元事業主（企業グループ内出向の場合は支給されません）

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） イ 出向労働者の出向中の賃金※ ¹ のうち出向元が負担する額 ロ 出向労働者の出向前の賃金の1 / 2の額	
上限額	8,355円※ ² / 1人1日当たり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※1 出向中の労働者に対する賃金は出向前に支払っていた賃金以上の額を支払う必要があります。

※2 雇用保険の基本手当日額の最高額（令和4年8月1日時点）。毎年8月に改正されるためご注意ください。

助成額の算出例（イメージ）

条件例：

- 出向元は**中小企業**
- 出向前の賃金日額、出向中の賃金日額はいずれも**9,000円**
- 出向元賃金負担**3,600円**、出向先賃金負担**5,400円**（出向元の賃金負担が4割）
- 出向復帰後の賃金日額**9,450円**



助成率：2 / 3

助成額：2,400円（上限額の条件である日額8,355円以下も満たしている）

イ：3,600円

ロ：4,500円(9,000×1/2) となるため、低い額はイとなり、

具体的な金額は 3,600円×2 / 3 = 2,400円

支給までの流れ

1	出向元事業主と出向先事業主との 契約 ※1 労働組合などとの 協定 出向予定者の 同意
2	出向計画届（スキルアップ計画を含む） 提出・要件の 確認 ※2
3	出向の実施（1か月間～2年間）
4	出向から復帰（賃金上昇）※3
5	支給申請※4 助成金受給※5（最長1年分）

- ※1 出向元事業主と出向先事業主との間で、出向期間、出向中の労働者の処遇、出向労働者の賃金額、出向元・先の賃金などの負担割合などを取り決めてください。
- ※2 **出向元事業主が出向計画届を作成し**、出向開始日の前日（可能であれば2週間前）までに**都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※3 労働者の出向復帰後6か月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも5%以上上昇させる必要があります。
- ※4 出向復帰後6か月後の賃金支払日の翌日から起算して2か月以内に**出向元事業主が支給申請書を作成し、都道府県労働局またはハローワーク**へ提出してください。
- ※5 支給申請書に基づき、出向元事業主に助成金を支給します。

「在籍型出向」の活用事例

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成をしたい。
ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。
違う環境・職種へチャレンジしたいという意欲のある人材を受け入れることとした。

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させたい。



ホテル・サービス業（出向先）

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

日本酒醸造業（出向元）

コロナ禍のため海外で人気が高い日本酒の輸出にも影響は出ているが、将来的に酒米の栽培も視野に入れている。今後のために米作りを行っている法人に若手従業員を出向し技術習得をさせたい。



耕種農業（出向先）

水稻、大豆など生産・出荷を行っている。大型農業機械を導入しスマート農業で生産性向上を図ることで、週休二日制や大型特殊車両の資格取得支援など従業員の労務管理を行っている。

申請・お問い合わせ先

助成金を受ける際の支給要件は、このリーフレットに記載されている以外にもあります。
ご不明な点は、**下記のコールセンター**または**最寄りの都道府県労働局、ハローワーク**までお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

【雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター】

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）

人材開発支援助成金（人への投資促進コース）の助成率を引き上げるなど制度の改正を行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。このリーフレットでは、人への投資促進コースにおいて、令和4年12月2日から施行される主な改正内容についてご紹介しています。

＜令和4年12月2日の主な改正内容＞

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資促進コース	雇用保険被保険者を対象とした定額制サービスによる訓練など	1 助成限度額の引き上げ	2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和
			3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ
			4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

1 助成限度額の引き上げ

人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、1,500万円から2,500万円に引き上げました。

2 定額制訓練の助成率の引き上げ及び対象訓練の緩和

【変更点1】

経費助成率を以下のとおり引き上げました。

中小企業	大企業		中小企業	大企業
45%	30%	➡	60%	45%
(+15%)	(+15%)		(+15%)	(+15%)

※（）内の助成率は生産性要件を満たした場合に加算される率です。

【変更点2】

訓練の実施目的が、職務に間接的に必要となるスキルや共通的なスキルを習得させるものである場合は、経費助成の対象となりませんが、これらに該当する場合であっても、企業内においてデジタル・DX化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるために実施する教育訓練である場合は、経費助成の対象としました。

3 自発的職業能力開発訓練の助成率及び助成限度額の引き上げ

【変更点1】

経費助成率を、30%から45%（生産性要件を満たした場合はそれぞれの経費助成率に15%を加算）に引き上げました。

【変更点2】

自発的職業能力開発訓練の1事業所が1年度（4月1日から翌年3月31日まで）に受給できる助成限度額を、200万円から300万円（※）に引き上げました。

※ 表面「1 助成限度額の引き上げ」に記載をした、人への投資促進コース（成長分野等人材訓練を除く）の助成限度額2,500万円のうち、自発的職業能力開発訓練の助成限度額は300万円となります。

4 高度デジタル人材訓練の支給対象訓練の追加

支給対象訓練に、国のデジタル人材育成プラットフォーム「マナビDX（デラックス）」（※1）に掲載されている講座のうち、講座レベルがITSS（※2）レベル4相当又は3相当に区分される講座を支給対象訓練に位置付けました。

※1 経済産業省と（独）情報処理推進機構（IPA）により、デジタル人材の育成を推進するため、デジタル知識・能力を身につけるための実践的な学びの場として開設されたポータルサイト。

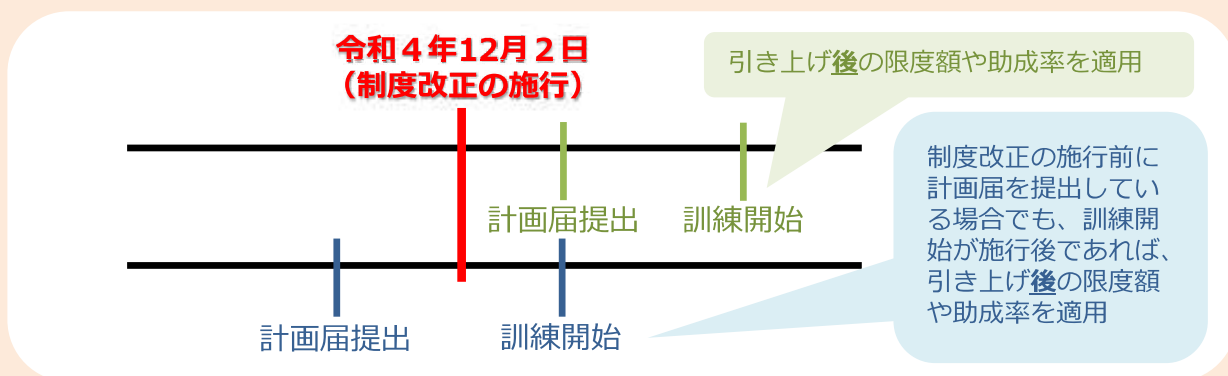
マナビDX：<https://manabi-dx.ipa.go.jp/>

※2 IPAが公表する各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力を明確化・体系化した指標。

〈ATTENTION〉

各助成限度額の引き上げや経費助成率の引き上げについては、令和4年12月2日より前に訓練実施計画届を提出している場合でも、訓練開始日が12月2日以降である場合は、引き上げ後の助成限度額や経費助成率が適用されます。

（引き上げ後の限度額等が適用される例）



本助成金のご利用にあたりご不明な点は、管轄の労働局・ハローワークにお問い合わせ下さい。また、人材開発支援助成金では、上記の改正に加え、令和4年12月2日から「**事業展開等リスティング支援コース**」を新設しています。詳細については厚生労働省HPをご覧ください。

雇用関係助成金 受付窓口一覧
(厚生労働省ホームページ)



<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



人材開発支援助成金

検索

フルタイムの賃金情報

2022年11月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	16,462	7,557	2.18	237	223	302
管理的職業	193	42	4.60	357	266	435
専門的・技術的職業	5,350	1,195	4.48	263	250	377
開発技術者	255	41	6.22	276	235	378
製造技術者	151	71	2.13	252	227	348
建築・土木・測量技術者	1,158	60	19.30	333	276	474
情報処理・通信技術者	1,819	259	7.02	270	249	418
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	98	18	5.44	393	341	489
保健師、助産師、看護師	415	131	3.17	285	266	322
医療技術者	199	32	6.22	283	252	309
その他の保健医療の職業	136	44	3.09	232	202	257
社会福祉の専門的職業	704	136	5.18	217	225	281
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	101	224	0.45	237	215	336
事務的職業	2,117	2,254	0.94	218	199	251
一般事務の職業	1,210	1,805	0.67	215	198	248
会計事務の職業	317	180	1.76	247	196	244
営業・販売関連事務の職業	329	172	1.91	223	205	263
販売の職業	2,372	528	4.49	277	218	286
商品販売の職業	806	171	4.71	250	208	253
販売類似の職業	37	18	2.06	220	245	337
営業の職業	1,529	339	4.51	292	224	306
サービスの職業	2,611	552	4.73	233	212	245
介護サービスの職業	1,033	166	6.22	217	219	244
保健医療サービスの職業	122	22	5.55	187	182	208
生活衛生サービスの職業	126	68	1.85	227	204	271
飲食物調理の職業	520	124	4.19	247	223	271
接客・給仕の職業	514	101	5.09	236	205	239
居住施設・ビル等の管理の職業	128	29	4.41	180	183	197
保安の職業	537	32	16.78	175	186	208
生産工程の職業	953	304	3.13	231	204	284
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	201	45	4.47	194	202	282
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	287	100	2.87	222	193	246
輸送・機械運転の職業	1,059	145	7.30	261	210	257
自動車運転の職業	805	103	7.82	267	214	261
建設・採掘の職業	432	54	8.00	242	234	379
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	142	31	4.58	242	242	401
電気工事の職業	99	16	6.19	—	225	331
運搬・清掃等の職業	808	593	1.36	199	201	234
運搬の職業	548	123	4.46	231	204	251
清掃の職業	179	81	2.21	160	196	217
IT関連職業合計	2,234	559	4.00	252	242	404
福祉関連職業合計	2,076	406	5.11	247	235	278
(うち介護関係)	1,526	244	6.25	218	223	262

2022年11月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (千円)	求人賃金(千円)	
					下限	上限
職業計	119,184	97,914	1.22	232	222	296
管理的職業	889	564	1.58	317	277	375
専門的・技術的職業	32,569	15,499	2.10	249	238	331
開発技術者	1,486	600	2.48	280	235	387
製造技術者	1,087	1,207	0.90	239	232	348
建築・土木・測量技術者	4,335	760	5.70	312	267	444
情報処理・通信技術者	7,803	2,823	2.76	258	250	424
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	498	199	2.50	332	310	420
保健師、助産師、看護師	4,507	1,781	2.53	271	254	303
医療技術者	1,768	633	2.79	255	243	297
社会福祉の専門的職業	6,440	1,792	3.59	215	220	259
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	420	2,513	0.17	231	205	297
事務的職業	11,280	26,881	0.42	214	199	252
一般事務の職業	6,603	21,720	0.30	210	196	244
会計事務の職業	1,283	2,165	0.59	226	207	273
営業・販売関連事務の職業	1,757	1,805	0.97	236	200	255
販売の職業	12,934	6,870	1.88	258	224	305
商品販売の職業	5,016	2,606	1.92	216	214	284
営業の職業	7,371	4,121	1.79	280	228	310
サービスの職業	23,859	7,859	3.04	222	221	273
介護サービスの職業	9,726	2,908	3.34	215	214	245
保健医療サービスの職業	1,238	380	3.26	196	184	215
生活衛生サービスの職業	3,676	857	4.29	213	242	332
飲食物調理の職業	5,374	1,562	3.44	238	220	273
接客・給仕の職業	2,681	1,160	2.31	236	222	276
居住施設・ビル等の管理の職業	484	436	1.11	195	188	201
保安の職業	3,746	525	7.14	200	186	210
生産工程の職業	10,175	4,647	2.19	230	205	291
金属材料製造、金属加工、鋳属溶接・溶断の職業	3,111	997	3.12	237	206	290
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	2,368	1,320	1.79	219	200	262
機械組立の職業	966	538	1.80	226	203	303
機械整備・修理の職業	1,728	422	4.09	243	208	305
生産関連・生産類似の職業	1,063	976	1.09	236	215	345
輸送・機械運転の職業	9,396	3,115	3.02	259	235	291
自動車運転の職業	7,229	2,185	3.31	267	241	297
建設・採掘の職業	7,887	1,064	7.41	276	227	357
建設の職業(建設躯体工事の職業を除く)	2,283	454	5.03	283	223	353
電気工事の職業	1,487	316	4.71	266	224	344
運搬・清掃等の職業	6,158	9,187	0.67	213	207	253
運搬の職業	3,653	2,504	1.46	239	211	258
清掃の職業	1,051	1,179	0.89	183	202	237
IT関連職業合計	10,290	6,278	1.64	247	243	406
福祉関連職業合計	19,604	6,041	3.25	236	228	267
(うち介護関係)	13,790	3,838	3.59	218	219	254

パートタイムの賃金情報

2022年11月度

ハローワーク大阪東	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	9,426	4,169	2.26	1,109	1,140	1,247
専門的・技術的職業	1,227	434	2.83	1,428	1,462	1,667
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	20	20	1.00	1,975	2,150	2,375
保健師、助産師、看護師	458	110	4.16	1,663	1,598	1,758
社会福祉の専門的職業	335	87	3.85	1,077	1,243	1,348
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	54	52	1.04	1,041	1,113	1,415
その他の専門的職業	185	69	2.68	1,515	1,479	2,060
事務的職業	1,036	940	1.10	1,084	1,107	1,252
一般事務の職業	677	807	0.84	1,084	1,117	1,294
会計事務の職業	151	47	3.21	1,169	1,099	1,183
営業・販売関連事務の職業	105	35	3.00	1,095	1,079	1,215
販売の職業	649	154	4.21	1,060	1,021	1,120
商品販売の職業	601	133	4.52	1,036	1,007	1,101
営業の職業	45	18	2.50	1,117	1,234	1,384
サービスの職業	3,486	419	8.32	1,051	1,127	1,225
介護サービスの職業	1,295	123	10.53	1,052	1,204	1,333
保健医療サービスの職業	68	21	3.24	1,000	1,090	1,195
生活衛生サービスの職業	35	33	1.06	—	1,141	1,258
飲食物調理の職業	1,066	95	11.22	1,066	1,056	1,138
接客・給仕の職業	652	71	9.18	1,030	1,100	1,216
居住施設・ビル等の管理の職業	299	42	7.12	1,012	1,040	1,050
保安の職業	371	23	16.13	1,000	1,151	1,249
生産工程の職業	228	68	3.35	1,032	1,075	1,179
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	9	7	1.29	1,100	1,030	1,330
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	153	35	4.37	1,020	1,053	1,164
輸送・機械運転の職業	201	41	4.90	1,045	1,136	1,191
自動車運転の職業	183	37	4.95	1,056	1,114	1,155
建設・採掘の職業	18	8	2.25	1,232	1,409	2,186
運搬・清掃・包装等の職業	2,207	830	2.66	1,024	1,051	1,080
運搬の職業	212	42	5.05	1,051	1,039	1,115
清掃の職業	1,552	210	7.39	1,021	1,056	1,072
その他の運搬・清掃・包装等の職業	363	569	0.64	1,019	1,039	1,093
IT関連職業合計	102	97	1.05	1,045	1,152	1,373
福祉関連職業合計	2,010	282	7.13	1,293	1,327	1,472
(うち介護関係)	1,496	155	9.65	1,061	1,221	1,352

注)

- 1 求人倍率は、求職者一人当たりの求人数を意味します。
- 2 「職業計」には、「農林漁業の職業」「分類不能の職業」を含みます。
- 3 臨時(期間の定めがあり、4か月以内と短いもの)は含まれません。
- 4 「—」は該当なし。
- 5 「求人賃金」は1ヶ月間に受理した求人賃金の、最低額と最高額のそれぞれの平均です。額は「基本給」+「定期的に支払われる手当」(時間外手当等は含まず。)
- 6 「求職者希望賃金」は、1ヶ月間に新たに求職申込みをした人の税込み希望賃金の平均額です。
- 7 「(うち介護関係)」とは、福祉介護職のうち看護師、理学療法士・作業療法士等を除いた社会福祉専門の職業、ホームヘルパー、家事の介助等。
- 8 求人数、求職者数ともに少ない職種は省略しています。

2022年11月度

大阪府	月間有効 求人数	月間有効 求職者数	有効求人 倍率	求職賃金 (円)	求人賃金(円)	
					下限	上限
職業計	72,826	59,852	1.22	1,099	1,158	1,265
専門的・技術的職業	11,243	5,657	1.99	1,422	1,437	1,631
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	269	221	1.22	2,373	2,085	2,502
保健師、助産師、看護師	3,309	1,423	2.33	1,582	1,646	1,823
医療技術者	1,116	323	3.46	1,704	1,772	2,040
その他の保健医療の職業	538	277	1.94	1,203	1,270	1,424
社会福祉の専門的職業	4,483	1,292	3.47	1,106	1,169	1,286
美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	287	504	0.57	1,097	1,113	1,343
事務的職業	6,911	12,455	0.55	1,081	1,086	1,204
一般事務の職業	5,062	10,738	0.47	1,071	1,084	1,196
会計事務の職業	477	639	0.75	1,133	1,109	1,280
生産関連事務の職業	491	202	2.43	1,053	1,048	1,114
営業・販売関連事務の職業	431	399	1.08	1,306	1,103	1,242
販売の職業	3,301	2,648	1.25	1,062	1,043	1,154
商品販売の職業	3,051	2,329	1.31	1,051	1,035	1,140
営業の職業	193	279	0.69	1,158	1,162	1,341
サービスの職業	29,818	6,509	4.58	1,070	1,131	1,230
介護サービスの職業	11,492	2,005	5.73	1,101	1,194	1,353
保健医療サービスの職業	942	279	3.38	1,078	1,088	1,177
生活衛生サービスの職業	1,159	419	2.77	1,120	1,029	1,236
飲食物調理の職業	11,247	1,721	6.54	1,043	1,027	1,068
接客・給仕の職業	2,791	967	2.89	1,059	1,053	1,137
居住施設・ビル等の管理の職業	992	551	1.80	1,045	1,040	1,047
その他のサービスの職業	1,017	530	1.92	1,072	1,910	2,016
保安の職業	2,891	366	7.90	1,029	1,088	1,148
生産工程の職業	2,654	1,101	2.41	1,063	1,064	1,174
金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	275	159	1.73	1,100	1,104	1,244
製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	1,518	519	2.92	1,038	1,045	1,131
輸送・機械運転の職業	2,291	935	2.45	1,098	1,106	1,183
自動車運転の職業	2,060	740	2.78	1,083	1,101	1,176
建設・採掘の職業	244	167	1.46	1,171	1,410	1,769
運搬・清掃等の職業	13,271	13,226	1.00	1,029	1,055	1,095
運搬の職業	1,762	830	2.12	1,041	1,097	1,187
清掃の職業	7,518	2,933	2.56	1,023	1,047	1,072
包装の職業	567	182	3.12	1,051	1,046	1,103
その他の運搬・清掃・包装等の職業	3,424	9,281	0.37	1,032	1,056	1,107
IT関連職業合計	694	1,143	0.61	1,183	1,153	1,416
福祉関連職業合計	17,935	4,160	4.31	1,273	1,323	1,487
(うち介護関係)	13,985	2,542	5.50	1,106	1,194	1,346

免許・資格を持つ登録者数と免許資格が必要な求人数（主な資格のみ掲載）

2022年11月時点

免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数		免許・資格名	免許資格別求職者数		免許資格別求人数	
	大阪	大阪東	大阪	大阪東		大阪	大阪東	大阪	大阪東
第一種電気主任技術者	7	1	39	0	TOEIC(600点～)	219	25	70	14
第三種電気主任技術者	63	3	265	9	日本語検定1級	237	30	6	4
1級電気工事施工管理技士	42	6	63	9	日本語検定3級	77	4	3	0
2級電気工事施工管理技士	21	1	78	26	日商簿記1級	143	8	24	6
一級建築士	72	8	325	77	日商簿記2級	1,759	176	297	46
二級建築士	160	15	319	50	日商簿記3級	1,989	174	367	63
1級建築施工管理技士	63	5	434	74	簿記能力検定(全経2級)	98	14	5	2
2級建築施工管理技士	57	5	363	58	運行管理者(貨物)	187	5	57	3
1級土木施工管理技士	98	4	590	253	メディカルクラーク(医療事務技能審査)	63	5	0	0
2級土木施工管理技士	72	3	615	248	医療事務資格	307	26	62	4
1級造園施工管理技士	8	3	49	0	登録販売者(一般医薬品)	242	9	43	2
薬剤師	256	25	544	73	理容師	46	3	1,879	11
保健師	150	14	223	24	美容師	597	58	2,515	41
助産師	57	5	17	2	ネイリスト技能検定試験2級	40	1	13	1
看護師	1,646	152	4,989	603	ネイリスト技能検定試験3級	57	4	46	0
准看護師	412	16	2,858	385	調理師	1,269	98	2,924	247
臨床検査技師	101	7	121	26	警備員検定試験(1級)	2	0	19	0
理学療法士	118	10	815	69	警備員検定試験(2級)	5	0	27	0
作業療法士	62	5	739	67	大型自動車免許	1,138	46	1,351	59
歯科技工士	59	2	39	2	大型自動車第二種免許	387	16	384	8
歯科衛生士	236	15	611	54	普通自動車免許	32,995	1,947	4,082	389
診療放射線技師	58	2	58	7	普通自動車第二種免許	440	37	1,995	237
言語聴覚士	26	1	364	36	大型特殊自動車免許	192	10	84	3
管理栄養士	262	18	791	35	自動二輪車免許	1,007	50	109	9
栄養士	743	41	2,473	101	原動機付自転車免許	371	14	868	229
あん摩マッサージ指圧師	22	3	314	27	牽引免許	282	8	344	0
はり師	76	13	348	34	フォークリフト運転技能者	3,223	122	2,561	324
きゅう師	67	12	290	19	中型自動車免許	389	20	2,244	191
柔道整復師	97	13	391	37	中型自動車第二種免許	44	1	155	0
臨床心理士	29	0	79	16	8トン限定中型自動車免許	466	14	994	46
社会福祉士	245	13	1,268	149	危険物取扱者(乙種)	852	49	250	54
介護福祉士	1,692	106	7,870	707	危険物取扱者(丙種)	91	10	116	3
保育士	1,649	100	3,628	284	溶接技能者	30	3	37	0
ホームヘルパー1級	56	6	575	112	ガス溶接技能者	337	12	129	1
ホームヘルパー2級	1,547	78	5,937	491	アーク溶接技能者(基本級)	174	6	100	5
精神保健福祉士	75	7	412	61	二級自動車整備士	113	8	161	15
介護支援専門員(ケアマネージャー)	387	23	1,314	140	三級自動車整備士	68	3	208	9
介護職員基礎研修修了者	52	5	338	49	自動車検査員	34	3	42	0
福祉用具専門相談員	98	8	59	11	2級ボイラー技士	175	12	81	27
介護職員初任者研修修了者	919	59	9,855	838	クレーン・デリック運転士(クレーン限定)	112	1	87	18
介護職員実務者研修修了者	371	33	3,938	286	移動式クレーン運転士	175	4	200	4
税理士	14	1	25	14	小型移動式クレーン運転技能者	233	15	120	8
社会保険労務士	86	7	72	29	車両系建設機械(基礎工用)運転技能者	37	1	49	10
幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)	1,249	63	951	43	車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能者	135	4	179	14
小学校教諭免許(専修・1種・2種)	322	16	503	60	玉掛技能者	1,124	43	843	41
中学校教諭免許(専修・1種・2種)	522	31	267	21	第一種電気工事士	153	7	398	23
宅地建物取引士(旧:宅地建物取引主任者)	779	74	673	70	第二種電気工事士	631	39	1,119	127
管理業務主任者	69	4	36	10	足場の組立て等作業主任者	65	2	97	0
実用英語技能検定2級	637	65	55	9	1級管工事施工管理技士	34	2	91	14
TOEIC(730点～)	476	51	21	7	2級管工事施工管理技士	22	4	95	11